

2025 年度欧米豪からの訪日旅行者対応ガイド 育成講座事業委託業務に係る企画提案募集実施要領

この要領は、愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会（以下「協議会」という。）が 2025 年度欧米豪からの訪日旅行者対応ガイド育成講座事業を委託するにあたり、企画提案を広く募集し、総合的な審査により受託者を選定するために必要な事項を定めるものである。

1 業務の目的

今般のインバウンドニーズに応え、国内を周遊するインバウンド旅行者が県内を観光する際に、県内観光コンテンツを案内できる人材を育成し、県内周遊旅行の満足度向上および県内周遊による各地域の観光消費額増大を図る。

2 業務内容等

(1) 業務名

2025 年度欧米豪からの訪日旅行者対応ガイド育成講座事業委託業務

(2) 実施期間

契約締結の日から令和 8 年 3 月 31 日まで

(3) 業務の内容

別紙「業務仕様書」のとおり

(4) 委託料の上限額

1, 479, 000 円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 企画提案の応募資格・条件

本企画提案に参加しようとする者（以下「提案者」という。）は、以下の資格要件を全て満たす者とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定（一般競争入札参加者の資格）のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 国又は地方自治体から競争入札の参加資格停止を受けていない者であること。
- (3) 銀行取引停止処分を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て、民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生開始の申立て、破産法（平成 16 年法律第 75 号）に基づく破産手続開始の申立て及び会社法（平成 17 年法律第 86 号）に基づく特別清算開始の申立てがなされていない者であること。
- (5) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体又は暴力団若しくは暴力団員の統制の下にある団体ではないこと。

4 スケジュール（予定）

本募集等に係るスケジュールは次のとおり。

内 容	日 付	対応様式	提出方法
企画提案募集開始	9月10日（水）	—	—
参加表明書提出期限	9月24日（水）	様式1, 2	メール
質問書提出期限	9月24日（水）	様式4	メール
企画提案書提出期限	10月10日（金）	様式5, 6, 7	メール
審査	10月下旬	—	

※上記スケジュールを変更する場合には、参加表明者に対して連絡を行う。

※各日において、受付時間は月曜日から金曜日（祝日を除く。）の午前8時30分から午後5時まで。

5 応募書類

（1）参加表明書の提出

提出期限 2025年9月24日（水）午後5時まで

以下の書類を電子メール（件名「（ガイド育成）企画提案参加意向表明」）により提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

① 参加表明書（様式1）

② 誓約書（様式2）（押印または代表者署名入り）

③ 付属書類 1部

- ・会社等の概要および類似実績（業務名、委託者名、実施年、受託金額等）が分かるもの。（様式任意 既存のパンフレット等可）

※参加を取り下げる場合は、10月10日（金）までに参加辞退届（様式3）を電子メールにより提出すること。

（2）質問書について

提出期限 2025年9月24日（水）午後5時まで

様式4を用いて電子メール（件名「（ガイド育成）企画提案募集に関する質問」）により提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

- ・電話や口頭、受付期間外の質問は一切受け付けない。
- ・質問に対する回答は、質疑応答集を作成し、参加表明書を提出した全ての者に電子メールで送信する。ただし、質問または回答の内容が質問者の具体的な提案事項に密接にかかわるものについては、質問者に対してのみ回答する。

（3）企画提案書の提出

提出期限 2025年10月10日（金）午後5時まで

以下の書類を電子メール（件名「（ガイド育成）企画提案書」）により提出すること。また、送信後、電話にて着信確認を行うこと。

① 企画提案書表紙（様式5）（押印または代表者署名入り）

② 企画書（様式任意）

- ・形式：原則としてA4判、左綴じで印刷対応可能な形式とする。着色可。
- ・表紙には宛名、表題、提出年月日、会社名を記載すること。

- ・内容：以下の内容を必ず記載すること。
- ア 業務の企画・コンセプト、PR ポイント
- イ 実地研修に参加する専門家の想定
- ウ 講座案内広報物の案
- エ 業務実施体制
- オ スケジュール

③ 費用見積書（様式任意）（押印または代表者署名入り）

④ 事業の統括責任者・従事予定者一覧表（様式6）

- ・本事業にあたって十分な経験を有する者を統括責任者とする。
- ・参考となる履歴、資格等がある場合はその旨を記載すること。
- ・連携する企業がある場合は、合わせて記載すること。

⑤ 業務実績表（様式7）

- ・委託業務と類似の事業の受注実績（10 件以内）について、業務名、委託者名、契約金額、実施年度、業務の概要を記載すること。
- ・連携する企業がある場合は、合わせて記載すること。

（4）提出先

〒790-8570 愛媛県松山市一番町四丁目4-2

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課（担当：青野）

E-mail：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp

TEL：089-912-2311

（5）公正な企画提案審査の確保

- ・提案者は、私的独占の禁止および公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号）等に抵触する行為を行ってはならない。
- ・提案者は、競争を制限する目的で他の提案者と参加意思および提案内容について、いかなる相談も行ってはならず、独自に提案書等を作成しなければならない。
- ・提案者は、業務予定者の選定前に、他の提案者に対して提案書等を意図的に開示してはならない。
- ・提案者が連合し、または不穏な行動等をなす場合において、企画提案審査を公正に執行することができないと認められるときは、当該提案者を企画提案審査に参加させず、または企画提案審査の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

（6）留意事項

- ・企画提案に要する費用は、提案者の負担とする。
- ・提出された書類は返却しない。書類は提案者に無断で二次的な使用は行わない。
- ・企画提案書提出後の再提出および差替えは、原則として認めない。ただし、協議会から書類の不足・不備の補完、内容不明点の確認のほか、必要に応じ、追加書類の提出を求めることがある。
- ・企画提案内容に含まれる特許権等の日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。
- ・契約書の言語は日本語とし、通貨は日本円を使用する。

6 委託先の選定

(1) 選定方法等

企画提案の評価については、提出された企画提案書をもとに審査を行う。(プレゼンテーションは実施しない。)

(2) 審査基準

次に掲げる項目を総合的に評価して行う。

審査項目	内 容
業務内容の理解度	・ 本県の欧米豪インバウンド旅行者への誘客戦略や事業趣旨を理解した提案となっているか。 ・ 仕様書に記載されている内容がしっかり反映されているか。
提案内容の優位性	・ 提案内容は、具体性、妥当性、実現可能性を伴い、優れているか。 ・ 講座内容は、受講者のガイディング能力向上及び県内の観光コンテンツ等の理解向上につながる内容となっているか。 ・ 本事業の趣旨に合い、十分に専門性のある専門家を提案しているか。 ・ 情報交換会は、受講者及び県内観光事業者双方に有意義な内容となっているか。
業務遂行の安定性	・ 本業務を実施するうえで業務を円滑に実施できる体制となっているか。 ・ 全体スケジュールについて具体的に記載されており、確実に進行管理できるようになっているか。 ・ 本業務と類似業務の受注実績、内容は十分か。
経済性	・ 業務目的、内容に即した適切な経費が計上されているか。 ・ 経費内訳は明確かつ適切に記載されているか。

(3) 審査結果

- ・ 審査対象となったすべての提案者に対し、審査結果を書面で通知する。
- ・ 審査内容については公表しない。審査結果についての異議申し立ても認めない。

(4) 提案者が1者の場合の取扱い

提案者が1者のみの場合であっても企画提案等の審査を行い、審査の結果において評価得点が総評価得点の6割以上であるときは、当該提案者と本委託業務の契約の手続きを行うものとする。

7 欠格事項

提案者が次のいずれかの要件に該当する場合は、失格とする。

- ・ 民法（明治29年4月27日号外法律第89号）第90条（公序良俗違反）、第93条（心裡留保）、第94条（虚偽表示）または第95条（錯誤）に該当する提案を行った場合
- ・ 審査等に関する不当な要求等を申し入れた場合
- ・ 本募集要項に違反または著しく逸脱した場合
- ・ 同一の提案者が二つ以上の提案書を提出した場合

- ・発表済の内容を酷似した提案を行った場合
- ・その他不正な行為があった場合

8 委託契約

(1) 契約の締結

契約については、選定された企画提案内容を直ちに契約内容とするものではなく、契約候補者と提案内容に沿って契約内容についての協議・調整を行い、協議会と契約候補者の双方が合意に至った場合に、契約候補者から見積書を徴し、協議会が定めた予定価格の範囲内であることを確認し、委託契約を締結する。その際、協議等の結果に基づき、企画提案内容の一部を変更する場合がある。

最優秀提案者が正当な理由なく契約を締結しないとき、または協議が整わなかったときは、その選定を取り消すとともに、書類審査において次点となったものを最優秀提案者とし、契約内容についての協議を行った上で、契約を締結する。

(2) 契約条項等

別に定める契約書のほか、愛媛県会計規則（昭和 45 年愛媛県規則第 18 号）の規定に準じることとする。

9 問い合わせ先

愛媛県国際観光テーマ地区推進協議会

事務局：愛媛県 観光スポーツ文化部 観光交流局 観光国際課（担当：青野）

Tel：089-912-2311

E-mail：kankoukokusai@pref.ehime.lg.jp